

全国障害者スポーツ大会川崎市代表選手選考規程

(趣 旨)

第1条 川崎市が行う全国障害者スポーツ大会（以下、「全国大会」という。）の代表選手の選考に関しては、この規程の定めるところによる。

(選考会議)

第2条 全国大会の代表選手の選考にあたっては、全国大会川崎市代表選手選考会議（以下、「選考会議」という。）を開催する。選考会議の委員は、別表に掲げる者とし、以下の規定に基づき、選考するものとする。

(対 象)

第3条 代表選手の選考にあたっては、全国大会実施要綱に規定する出場資格条件をすべて満たすものであることに加え、次のいずれかの要件を満たすものを対象とする。

- (1) 前年度の全国大会（中止・延期含む）後に開催された川崎市障害者スポーツ大会（以下、「市大会」という。）への出場実績及び記録を有するもの。
- (2) サウンドテーブルテニス大会において、競技団体からの推薦を得たもの。ただし、大会における公式記録の提示を要する。
- (3) 何らかの事由により、市大会等が開催されなかった場合について、選手選考は、過去の記録等を参考に選考会議において協議することとする。

(選考基準)

第4条 全国大会川崎市代表選手の選考基準は次のとおりとし、この基準をもとに選考を行うものとする。なお、代表選手については、全国大会実行委員会が決定する参加選手枠割当数に基づき、その障害別及び競技別の範囲内において決定する。

- (1) 市大会等の記録を第1の基準とし、全国大会記録との比較を行った上で、判断する。なお、卓球・ボッチャについては、競技力・技術力の総合評価を要する。ただし、全国大会記録等と比較の上、各競技について派遣なしとする場合もある。
- (2) 出場回数については制限を設けないが、2年連続での出場はできないものとする。ただし、近県開催や開催地等の理由により参加選手枠が拡大した場合についてはこの限りではない。また、市内のパラスポーツの振興を図る観点から、これまでの全国大会出場未経験者の出場を考慮する。
- (3) 障害種別については全国大会事務局が決定した障害別・競技別参加選手枠の範囲で、できるだけ万遍なく選考する。
- (4) 選手団としての介助体制が十分に整えられる障害程度であり、派遣可能な選手団構成か考慮し、選考する。

(候補者の決定)

第5条 候補者の決定については、第4条の選考基準に基づき、選考会議において行うものとする。ただし、候補者が辞退することを考慮し、予備候補者を選考することができるものとする。

(派遣の確認)

第6条 選考会議において、候補者として決定した者に対し、面談等を行い出場の意思確認を行う。併せて、介助体制が十分に整えられる障害の程度であることなど全国大会に派遣することができる候補者であることに加え、全国大会への全日程及び強化練習に参加できることの確認を行う。

(候補者の充足)

第7条 候補者から出場の意思が得られない等の場合には、予備候補者として選定した者の中から、順に第6条の確認を行い、代表選手を決定する。

(庶務)

第8条 選考に係る庶務については、川崎市市民文化局市民スポーツ室及び川崎市障害者スポーツ協会において処理する。

(その他必要な事項)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月22日から施行する。

(別表)

全国障害者スポーツ大会川崎市代表選手選考会議 委員

団 体 名		役 職
川崎市	市民文化局市民スポーツ室	室長
	市民文化局市民スポーツ室 〔スポーツ事業推進〕	担当課長
川崎市障害者スポーツ協会		事務局長
川崎市パラスポーツ指導者協議会		会長

事務局	川崎市市民文化局市民スポーツ室
	川崎市障害者スポーツ協会